中小企業人材育成・資格取得研修費補助金のご案内

この制度は、区内産業の振興を図るため、企業が従業員の職業技術・企業経営向上に資する研修事業を行う場合に、研修費用の一部を補助するものです。

利用対象 と 補助金額	下記の企業、団体が対象となります。 ● 中小企業基本法第２条第１項に規定された中小企業または個人事業主 ● 区内に本店登記があり、かつ、主たる事業所を有すること。 ● 法人税または住民税を滞納していないこと。 ● 研修に係る費用を従業員等に負担させていないこと。 ※ 申請企業及び個人事業主が研修費用を負担していることが確認できない場合は補助対象外となります。 令和７年度から３つの申請区分を設けています。 補助金額は対象経費の２分の１で、次の申請区分の中からいずれかを選択の上、ご申請ください。 ①年度１回申請（上限２５万円） ②年度２回申請（１回あたり上限１２万５千円） ③年度５回申請（１回あたり上限５万円） ※ 一度選択した申請区分を事後に変更することはできません。
対象事業 と 対象外事業	従業員等の業務に必要となる専門的な技術・技能・知識の習得及び向上（リスキリングを含む。）及び経営などを学ぶことができる研修および講習です。　例）アーク溶接特別教育講習、ガス溶接技能講習、高所作業車運転技能講習、玉掛技能講習など ※　ご不明な場合は事前にお問い合わせください。 次に掲げるものは除く。 ①　年度を越える研修 ②　企業の業務内容に関連する専門性を有しない研修 ③　職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要な技能・知識を取得するもの ④　通信講座、オンライン講座その他の通所講座でないもの ※　同時かつ双方向のオンライン講座は研修の対象となります。 ⑤　足立区が実施する研修等 ⑥　他の公的機関から助成を受けた研修または受ける見込みの研修
申請 手続きの流れ	裏面参照　　＊申請は、郵送または窓口までお待ちください。

問い合わせ・申請先　足立区役所　企業経営支援課　就労・雇用支援係
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 南館4階
TEL　03-3880-5469(直通)　FAX　03-3880-5605
E-mail kigyo-shien@city.adachi.tokyo. jp

申請書類はこちらからﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞできます。
http://www.city.adachi.tokyo.jp/chusho/kensyuu.html

～申請･手続きの流れ～

※研修開始日の１４日前までに、申請書類一式を郵送（必着）または窓口までお持ちください。

申請者　① 申請書・添付資料の提出　（郵送可・１４日前までに必着）

- □ 中小企業人材育成・資格取得研修費補助金交付申請書（別記様式第１号）
- □ 研修・試験案内（研修・資格試験の内容、日時、場所、費用等が明記されているもの）
- □ 履歴事項全部証明書（企業のみ）
- □ 法人事業税及び法人都民税の納税証明書（企業のみ、都税事務所発行）
- □ 直近年度の確定申告書若しくは開業届の写し（個人事業主のみ）
- □ 特別区民税・都民税の納税証明書（個人事業主「足立区民」のみ、足立区役所発行）
- □ 特別区民税・都民税（事業所課税）の納税証明書（個人事業主「足立区民以外」のみ、足立区役所発行）

↓

区役所　② 申請受付・内容審査・補助金交付決定通知書の送付

- 申請受付後、内容の審査を行います。不明な点は区役所から電話等で連絡する場合があります。
- 審査の結果、補助金交付決定した方は、「中小企業人材育成・資格取得研修費補助金交付決定通知書」（別記様式第２号）を郵送します。
  （交付できない方へは「中小企業人材育成・資格取得研修費補助金不承認通知書」（別記様式第３号）を郵送します。）

↓

申請者　③ 研修事業終了後１ヶ月以内に「実績報告書」等、提出　（郵送可）

- □ 「中小企業人材育成・資格取得研修費補助金実績報告書」（別記様式第９号）
- □ 受講料納付書または領収書の写し
- □ 研修・資格試験等を受講・受験したことが確認できる書面の写し
- □ 修了証書等の資格取得を証する書面の写し（資格を取得できる研修ではない場合は不要）

↓

区役所　④ 交付額確定通知の発送

- 実績報告をもとに交付金額を確定します。確定後、「中小企業人材育成・資格取得研修費補助金交付額確定通知書」（別記様式第１０号）をお送りします。

↓

申請者　⑤ 交付金額確定後、「請求書兼口座振替依頼書」提出　（郵送可）

- □ 請求書兼口座振替依頼書（別記様式第１１号）
  ※手続き③・⑤は同時でも構いません。

↓

申請者・区役所　⑥ 補助金の振込

- 請求書提出後、およそ１ヶ月で、指定された口座に補助金が支払われます。

※交付決定後、研修受講をやめた場合や受講人数が減った場合、研修の受講日程を変更したい場合はご連絡をお願いいたします。